

平成 22 年 8 月 11 日

各 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 管 理 者 様

各 介 護 予 防 支 援 事 業 所 管 理 者 様

各（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

訪問介護サービスにおける介護報酬算定の取扱い等について（お知らせ）

日ごろから、本市介護保険事業の運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、訪問介護の介護報酬に係る国の基準では、「現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する」と規定されており、実際に行った時間ではなく、実際に行った内容を踏まえて請求することになっています。

この取扱いによると、次の事例のように、訪問介護計画に位置付けていた介護を行うため、訪問介護員等が一連の流れに沿ってサービスを提供していたが、利用者が突発的にサービス提供を拒否したため、結果として所期の目的を達成することができなかった場合、実際に介護を行った時間を含めて介護報酬を算定できない扱いとなります。

【具体の事例】

- ・訪問介護計画に位置付けられた介護：入浴介助 59 分（身体 2）
- ・実際に行った介護：健康チェック→声かけ・説明→浴槽の清掃→湯はり→物品準備→ヘルパー自身の身支度→排泄の確認→脱衣室の温度確認→脱衣→皮膚等の観察（拒否）《ここまで要した時間 25 分》

しかしながら、状況によっては、この取扱いでは不合理な場合も生じるため、本市では、次のとおり、訪問介護計画に位置付けられた介護ができなかった場合、介護支援専門員が必要と認める範囲において、実際に介護を行った時間について例外的に算定できることとしますので、今後はこれを踏まえた取扱いをお願いします。

また、今回の通知に合わせて、①「訪問介護等における適切なケアマネジメントの実施について【別紙 2】」、②「訪問介護サービスの生活援助の取扱いについて【別紙 3】」、③「訪問介護における院内介助の取扱いについて【別紙 4】」も参考を送付しますので、今一度、各内容を十分踏まえ、適切なケアマネジメント又はサービス提供を引き続き実施していただくようお願いします。

【訪問介護計画に位置付けられた介護ができなかった場合の取扱い】

訪問介護計画に位置付けられた目的は達成していないが、目的を達成するための事前のプロセスを行うとともに、目的を達成するための声かけ（見守りを含む。）を行った場合、事前のプロセス及び声かけを行った時間（ただし、当該時間については、介護報酬の区分の 30 分区分切りとする。）については、介護支援専門員が必要と認める範囲において、例外的に算定可能とする取扱いとする（具体的な事例は別紙 1 のとおり。）。

なお、目的が達成できなかった場合には、代替の訪問日時の調整など、介護支援専門員等とサービス提供責任者が連携を図ること。

※ 個別の事例で疑義があった場合は、広島市介護保険課 事業者指導係（Tel082-504-2183）へお気軽にお尋ねください。

お問い合わせ先：事業者指導係 Tel 082-504-2183

訪問介護計画に位置付けられた介護ができなかった場合の取扱い（具体的な事例）

- ① 訪問介護計画に位置付けられた介護：洗濯及び調理 60分（生活援助 2）
食事介助 29分（身体介護 1）

洗濯及び調理を 60 分した後、食事介助をしようとし、事前のプロセス（健康チェック→声かけ・説明→ヘルパー自身の手洗等→利用者の手拭き、エプロンがけ等の準備→食事姿勢の確保→配膳→おかずをきざむ、つぶす等）を行った後、摂食介助をしようとしたところ、利用者が口にしなかった。そのため、声かけ（見守りを含む。）を行ったが、結果として食事を口にしなかった。この場合において、食事介助の事前のプロセス及び声かけを行った時間が 29 分で、かつ、介護支援専門員が必要と認める場合（全体のサービス時間 89 分）

→ 算定できる介護報酬 身体 1 生活 2

- ② 訪問介護計画に位置付けられた介護：おむつ交換、更衣介助及び通院・外出介助 119分（身体 4）

排泄介助及び更衣介助を 35 分かけて行った後、通院・外出介助をしようとし、事前のプロセス（声かけ・説明→病院に行くための準備）を行った後、外出しようとしたところ、利用者が拒否した。そのため、声かけ（見守りを含む。）を行ったが、結果として外出しなかった。この場合において、通院・外出介助の事前のプロセス及び声かけを行った時間が 24 分で、かつ、介護支援専門員が必要と認める場合（全体のサービス時間 59 分）

→ 算定できる介護報酬 身体 2

- ③ その他の事例

予定		
実績例	結果的に食事介助を行えず、且つ、提供時間が29分以上サービスを実施した場合。 食事せず終了 算定できる単位（29分を越えて、30分ごとに1単位） → 3単位 健康チェックを含めた、全体のサービス時間（89分） → 身体1生活2 目的を達成できなかった場合の算定については、担当ケアマネジャーが必要と認めた場合に限る。	

予定		
実績例①	結果的に清拭を行えず、且つ、提供時間が29分以上サービスを実施した場合。 清拭せず終了 算定できる単位（29分を越えて、30分ごとに1単位） → 1単位 健康チェックを含めた、全体のサービス時間（29分） → 身体1 目的を達成できなかった場合の算定については、担当ケアマネジャーが必要と認めた場合に限る。	
実績例②	清拭に至るまでに声掛けの時間を要したが、結果的に清拭を行い、且つ、29分以上サービスを実施した場合。 清拭して終了 算定できる単位（29分を越えて、30分ごとに1単位） → 1単位 健康チェックを含めた、全体のサービス時間（39分） → 身体1 59分に達していないので、身体2を算定することはできない。	
実績例③	清拭に至るまでに声掛けの時間を要したが、結果的に清拭を行い、且つ、59分以上サービスを実施した場合。 清拭して終了 算定できる単位（29分を越えて、30分ごとに1単位） → 2単位 健康チェックを含めた、全体のサービス時間（59分） → 身体2 予定を超える時間の算定については、担当ケアマネジャーが必要と認めた場合に限る。	